

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和2年9月4日

京都市長 門川 大作

### 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和2年7月10日	山科区	東野北井ノ上町	—	—	1	令和2年7月10日
令和2年8月13日	右京区	太秦森ケ東町	2	—	—	令和2年8月13日
		梅津林口町	3	—	—	
		梅津北川町	3	—	—	
		梅津北浦町	3	—	—	
		太秦川所町	2	—	—	
令和2年8月20日	右京区	花園坤南町	7	—	—	令和2年8月20日
令和2年8月27日	山科区	音羽野田町	—	—	1	令和2年8月27日

### 2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

### 3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：075-222-4138

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)